

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 24 日

学校法人 工学院大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人工学院大学

監事

松 本 香



私は学校法人工学院大学の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人工学院大学寄附行為第 28 条に基づき、同法人の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）における業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について監査を行なった。

1、監査方法の概要

私は理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、内部監査室からも報告を受け、業務及び財産の状況について監査を行なった。また、会計監査人より監査の計画、方法について説明を受けた。

2、監査の結果

（1）学校法人の財産の状況

資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を法令もしくは寄付行為に従い正しく表示していることを認めます。

（2）学校法人の業務執行と財産に関する事項及び理事の業務執行に関する事項について。

当学校法人では理事会と評議員会が対立して、令和 5 年 6 月に開催されて以来評議員会が開催されていない状況となっている。

その原因は、①新宿キャンパス及び八王子キャンパスにおける中長期的な大規模キャンパスリニューアル計画についての理事会の説明に評議員会が十分に納得していない。

②令和 5 年 4 月 10 日の理事会において、リニューアル計画の審議に関わり理事 1 名監事 1 名が解任され、さらにその後の法人運営について評議員会と理事会が対立し、評議員会が開催されない状況となっている。

これらの点をガバナンスの不全であるとして、文部科学省より令和 5 年度経常費補助金を 50% カットという処分を受けた。

の 2 点であると考えている。

① の「リニューアル計画」については評議員会の場で適宜十分な情報が提供され説明が尽くされたとはいがたく、引き続き検討の場が必要である。

② のその後の法人運営については、特に私立学校法違反である監事の欠員状態を解消すべきことは文部科学省から指摘され続けている。

また、最後に開催された評議員会以後現在に至るまでの理事会による一連の法人運営に評議員会は反発している。

このような事態に至ったのは役員 2 名の解任とその後の理事会のいささか強引な法人運営が起因となっている。

理事会が早急に評議員会との円満な協働関係を回復すべく努力することを求める。

一方、評議員会におかれても、私立学校法の趣旨を尊重し、円満な法人運営への協力を願いしたい。

以上